

平成 19 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社サイバードホールディングス
代表者名 代表取締役会長 小村 富士夫
(J A S D A Q ・ コード 4823)
問合せ先
役職・氏名 執行役員 財務本部長 安田 博祐
電 話 03 - 5785 - 6110

会社の支配に関する基本方針および 当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)に関するお知らせ

当社は、平成18年6月28日開催の当社第8回定時株主総会において、有効期限を平成19年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとして、当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の導入を決議いただいております。平成19年6月28日開催予定の当社第9回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)をもって当該買収防衛策の有効期限が満了を迎えることから、当社は、本日開催の取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定するとともに、本定時株主総会にて株主の皆様より承認、可決されることを条件に、上記買収防衛策に所要の修正を行った上でこれを継続すること(以下、修正後の対応策を「本プラン」といいます。)を決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

・ 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、企業買収について、たとえ買収対象である企業の取締役会の賛同を得ない買収であっても、当該企業の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および株主の皆様の共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えています。また、公開会社である当社の株式は、株主または投資家の皆様により自由に取引されるものであり、当社に対する買収に応じるか否かは、最終的には株主の皆様により判断されるべきであると考えています。

しかし、買収後に対象企業の資産を切り売りする企業解体的な買収や短期売買利益取得目的の株式買占め等、企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なう買収の可能性も否定できません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の中長期ビジョンや企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に向上させるものでなければならないと考えます。したがって、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

・ 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、平成18年10月に株式会社サイバードと株式会社JIMOSとの持株会社体制への移行による経営統合を果たし、両社それぞれの強みであった「モバイルコミュニケーション」と「ヒューマンコミュニケーション」を融合させることで確立する『one to only one プラットフォームの創造』を中長期ビジョンと定めて事業運営を行っております。具体的には、顧客志向に基づく商

品・サービスの提供、事業シナジーを創出する効果的なグループ経営の実現、徹底した選択と集中による経営資源の効率的配分、継続的に収益を生み出せる確固たる事業構造の構築、経営の透明性・信頼性を担保し、且つ継続的な事業成長を支えるコーポレート・ガバナンス体制の確立、といった基本項目に基づき、継続的な事業成長と収益力強化およびキャッシュ・フロー経営を重視しつつ、企業価値の向上および株主共同の利益の実現を目指しており、これらの取組みは、上記基本方針に沿うものと考えております。

・本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1．本プランの継続の必要性

当社グループは、将来を見据えた長期的な視点による経営が当社グループの持続的な成長をもたらす、ひいてはそれが株主および投資家の皆様の利益につながるものと考えておりますが、上記のとおり、企業価値および株主共同の利益を著しく損なう買収が現に存在している状況下におきまして、グループにおける持株会社であり、かつ公開会社である当社が、当社取締役会の賛同を得ない買収に対して何らの対応策も講じない場合には、実際に当社に対する買収が開始された際に、買収者に対して常に受動的な対応を強いられることとなり、当該買収が当社グループの企業価値および株主共同の利益の最大化に資するものであるのか否かの判断を行う十分な時間が確保できず、また、本来不要であるはずのコストの負担が避けられないといった事態が生じ得ます。

そこで、当社は、かかる持続的な成長という目的を達成し、事業活動を通じた継続的な企業価値の向上を実現し、これに反する買収から株主の皆様の利益を守るための合理的な手段として、本株主総会においても昨年に続いて本プランを継続しようとするものであります。

2．本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株式等の一定数以上の買付けその他有償の譲受けまたはその提案（以下、併せて「買付け等」といいます。）につき所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない買付け等がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該買付け等が当社の企業価値および株主共同の利益に反するものであると判断される場合には、かかる買付け等に対する対抗措置として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。

本プランの継続手続

本プランの継続については、株主の皆様の意思を反映するため、「新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。」と定める当社定款第11条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、本プランに記載した条件に従った新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

本新株予約権の無償割当て

上記 について株主の皆様のご承認をいただいた後、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式の買付けを行う場合等、買付者等による買付け等が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(2)をご参照ください。）には、当社は、当社取締役会の決議により、当該買付者等による行使は認められない旨の行使条件が付された新株予約権（その詳細は下記(3)をご参照ください。以下「本新株予約権」といいます。）を、当社取締役会が定める一定の日におけるすべての株主の皆様に対して、会社法第277条に基づき無償で割り当てます。

独立委員会の設置

上記 の本新株予約権の無償割当てを実施するか否か等の判断は、最終的には当社取締役会が行いますが、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会細則に従い、当社

経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会による客観的な判断に従うものとし、独立委員会は、かかる判断を行うために、買付者等に対し、買付け等に関する情報の提供を事前に求め、当該買付け等についての情報収集およびその検討を行う期間を確保し、必要があれば直接または間接に買付者等との協議、交渉等を行います。かかる検討に基づき、独立委員会は、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かについて勧告を行います。

なお、本プラン継続当初の独立委員会の委員は、別紙1記載の各氏を予定しております。

本新株予約権の行使または当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てが実施され、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合または当社による本新株予約権の取得と引換えに買付者等以外の株主の皆様が当社普通株式が交付された場合には、当該買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

対象となる買付け等

本プランの対象となる買付け等は、

- i. 当該買付者等が保有者¹として保有²しまたは保有することとなる当社の株券等³に係る株券等保有割合⁴の合計
- ii. 当該買付者等が公開買付者⁵として所有⁶しまたは所有することとなる当社の株券等⁷および当該公開買付者の特別関係者⁸が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合⁹の合計

のいずれかが、20%を超える買付者等（以下「特定株式保有者」といいます。）または特定株式保有者に該当すると当社取締役会が判断する者による買付け等とします。

¹ 証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。

² 証券取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下、同じとします。

³ 証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

⁴ 証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

⁵ 証券取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。以下、同じとします。

⁶ 証券取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下、同じとします。

⁷ 証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下、iiにおいて同じとします。

⁸ 証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下、同じとします。

⁹ 証券取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

本プランの公表および買付者等に対する情報提供の要求

当社は、本プランを株式会社ジャスダック証券取引所を通じて公表するとともに、当社のホームページ（<http://www.cybird.co.jp/hc/ir/news/index.html>）に本プランを掲載いたします。

上記に定める買付け等に該当する可能性のある買付け等を行う買付者等には、当社取締役会が別段の定めをした場合（買付者等があらかじめ当社との間でなされた合意に基づき買付け等を行う場合等が考えられます。）を除き、買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が買付け等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言および買付けの内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した買付提案書を提出していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。これを受けて、独立委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報とし

て不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- a. 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- b. 買付け等の目的、方法および内容（買付け等の対価の額および種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性ならびに買付け等の実行の蓋然性等を含みます。）
- c. 買付け等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）
- d. 買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- e. 買付け等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策その他買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- f. その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付け等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めるべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から提出された買付提案書および独立委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対して、独立委員会が定める期間内（原則として60日を上限とします。）に買付け等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が必要と認める情報および資料を提示するよう要求することがあります。

独立委員会の検討手続

独立委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記のとおり情報および資料の提示を要求した場合には）当社取締役会から本必要情報として十分な情報および資料を受領した後、原則として当該買付者等による買付け等が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる場合には60日以内、その他の方法による場合は90日以内（以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、買付け等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討ならびに買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集および比較検討等を行います。

また、独立委員会は、必要があれば、直接または間接に当該買付者等と協議、交渉等を行うことにより、買付提案の内容の正確な理解および必要に応じた修正の要求に努め、中立かつ公平な観点から慎重に検討を行います。さらに、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。

上記の検討手続を経て、独立委員会は、買付者等の買付け等が本プランを遵守しているか否か、遵守している場合に、当該買付者等の買付け等が濫用的買収¹に当たるか否かについて審議および決議し、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かを勧告します。

¹ 濫用的買収の類型は次のとおりです。

- i 高値買取要求を狙う買収
- ii 重要な資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に買収者の利益実現を狙う買収

- iii 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収
- iv 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収
- v 強圧的二段階買収等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収
- vi 前各号の他、当社の企業価値および株主共同の利益が、前各号に該当する買収と実質的に同程度に毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には、企業価値および株主共同の利益の毀損を回避することができないかまたはそのおそれがあると判断される買収

なお、独立委員会は、当初の独立委員会検討期間終了時までには、上記の勧告を行うに至らない場合には、買付け等の内容の検討ならびに買付者等との協議および交渉に必要とされる合理的な範囲で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことがあります。この場合、独立委員会は、独立委員会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他独立委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに、情報開示を行います。

また、独立委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

独立委員会の勧告

a. 濫用的買収に該当しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランを遵守しており、かつ買付け等が濫用的買収に当たらないと判断した場合には、独立委員会検討期間が終了したか否かを問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告した後であっても、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、再度当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かを勧告することができるものとします。

b. 濫用的買収に該当する場合

独立委員会は、買付者等が本プランを遵守していないか、または遵守しているとしても買付け等が濫用的買収に当たると判断した場合には、独立委員会検討期間が開始または終了したか否かを問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した後であっても、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、再度当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かを勧告することができるものとします。

本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決定

当社取締役会は、上記の独立委員会の勧告に従って、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決定を行います。当社取締役会は、かかる決定を行った場合、速やかに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。なお、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決定を行うまでの間、買付け等を実行してはならないものとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要（詳細は下記5「新株予約権の要項」をご参照ください。）

割当対象株主

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除

きます。)に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

本新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除します。)と同数とします。

本新株予約権の無償割当ての効力発生日

上記 に定める割当期日とします。

本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その数(以下「対象株式数」といいます。)は1株とします。ただし、対象株式数は一定の事由が生じた場合に適宜調整されます。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産(金銭とします。)の価額(以下「行使価額」といいます。)は、1円とします。

本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当期日から120日以内の期間で本新株予約権無償割当決議において定める期間(以下「行使期間」といいます。)とします。ただし、下記 に基づき当社が本新株予約権を取得する場合には、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合には、その翌銀行営業日を最終日とします。

本新株予約権の行使の条件

特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から本新株予約権を取得した者(ただし、取得につき当社取締役会の承認を得た者を除きます。)またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者は、原則として本新株予約権を行使することができないものとします。

また、適用法令上、本新株予約権を行使することに所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができないものとします。

当社による本新株予約権の取得

- a. 当社は、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間いつでも、本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で本新株予約権全部を取得することができるものとします。
- b. 当社は、会社法第274条第1項および第2項に規定される当社取締役会の決定により、上記 の本新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、上記 に基づき本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、本新株予約権を取得することができるものとします。

本新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、本新株予約権の行使または当社による本新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとします。

本新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとします。

新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとします。

(4) 本プランの有効期間

本定時株主総会による本プランに基づく本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、株主の皆様の意思の重視の観点から、当社の取締役の任期に合わせ、平成20年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(5) 本プランの廃止および変更

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任を撤回する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。当社取締役会は、かかる廃止、修正または変更を行った場合、速やかにその概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しており、また、株式会社ジャスダック証券取引所の買収防衛策の導入に係る上場制度の趣旨に合致しているものと考えております。

また、本プランは、平成19年5月28日に開催された当社取締役会において、社外取締役3名を含む取締役7名全員の決議により決定されたものであり、当該取締役会においては、社外監査役4名を含む当社監査役4名全員からも、その具体的運用が適正に行われることを条件に賛成する旨の意見表明を得ております。

本プランは、平成19年6月28日に開催される当社株主総会における決議をもって同株主総会の終結時より発効することとし、有効期限は、1年間とします。さらに、当社は今後の司法判断の動向および証券取引所その他の公的機関の対応等を引き続き注視し、会社法、証券取引法または証券取引所の規則等が改正される等して、株主共同の利益によりかなうようなプランを考え得る状況に立ち至った場合におきましては、必要に応じて本プランの改廃または本プランに代わる別種の方針の導入等、適宜かつ適切な措置を講じることといたします。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様の承認をいただくことを条件として継続し、その有効期間は株主総会の承認を得た後1年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、当社の取締役の任期は1年であり、毎年の定時株主総会における取締役選任議案と共に、本プランの存続についても株主の皆様の意思を確認する手続を経ることとしております。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社と特別な利害関係のない有識者に該当する委員3名以上により構成されます。実際に当社株式に対して買付け等がなされた場合には、上記2(2) ないし に記載のとおり、独立委員会が、独立委員会細則に従い、当該買付け等が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するか否かを判断した上、当社取締役会が本新株予約権無償割当てを実施すべきか否かに関する勧告を行い、当社取締役会はかかる勧告に

従って本新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決定を行うこととしております。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づいて決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記2(2) および に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5) 第三者専門家の意見の取得

本プランは、上記2(2) に記載のとおり、買付者等が出現した場合、独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記2(5) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

4. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利または利益に直接的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権無償割当て実施により株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(3) 記載の手続により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続等

名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決定した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は本新株予約権が割り当てられますので、名義書換を済まされていない株主の皆様におかれては、割当期日までに速やかに保有する株式に係る名義書換手続を行っていただく必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。なお、割当期日における最終の株主

名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、申込みの手続を経ずに当然に新株予約権者になります。

本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が発行されることとなります。

当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 新株予約権の要項

新株予約権の要項

1. 割当対象株主

新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議において当社取締役会が定める一定の日(以下「割当期日」という。)における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主(ただし、当社を除く。)に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数(当社の保有する当社普通株式の数を控除する。)と同数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は1株とする。

ただし、第5項により対象株式数が調整される場合がある。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

当社が、新株予約権の割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併、会社分割もしくは株式交換等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産(金銭とする。)の価額(以下「行使価額」という。)は、1円とする。

8. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当期日から120日以内の期間で当社取締役会が定める期間(以下「行使期間」という。)とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当該取得日の前日までとし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

a. 「特定株式保有者」とは、

当該買付者等が保有者として保有しまたは保有することとなる当社の株券等に係る株券等保有割合の合計

当該買付者等が公開買付者として所有しまたは所有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計

のいずれかが、20%を超える買付者等をいう。ただし、以下の者を除く。

当社または当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)または関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関

する規則第8条第5項に定義される。)

不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内(ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。)にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者であると当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

- b. 「買付者等」とは、買付者または買付提案者をいう。
- c. 「保有者」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- d. 「保有」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
- e. 「株券等保有割合」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
- f. 「公開買付者」とは、証券取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。
- g. 「所有」とは、証券取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
- h. 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
- i. 「株券等所有割合」とは、証券取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
- j. 「株券等」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。ただし、上記においては証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。

以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を取得した者(ただし、取得につき当社取締役会の承認を得た者を除く。)またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者

適用ある法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が所定の手続の履行もしくは所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足またはその双方(以下「現地法手続要件」と総称する。)なくして新株予約権を行使した場合には法令に違反または抵触することになるときは、当該管轄地域に所在する者は、当該手続または条件がすべて履行または充足されたことを立証した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる手続または条件については、当社はこれを履行または充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。

上記にかかわらず、米国に所在する者は、

当社に対し、自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明かつ保証し、

かつ

その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売を株式会社ジャスダック証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基かず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、

新株予約権を行使することができるものとする。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所

在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る手続または条件を履行または充足するものとする。

なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記 および を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使をすることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。

上記 ないし の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

当社は、新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

当社は、会社法第274条第1項および第2項に規定される当社取締役会の決定により、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、第9項の および の規定により新株予約権を行使することができない者であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定するものとする。

当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡に関し譲渡人により譲受人が作成し署名または記名捺印した確認書（下記 ないし についての表明保証条項、補償条項および違約金条項を含む。）が提出されていること

譲渡人および譲受人が第9項の に定める者に該当しないこと

譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと

譲受人が上記 に定める者のために譲り受けようとしている者ではないこと

13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件

新株予約権の無償割当てに係る取締役会決議において当社取締役会が決定する。

14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

16. 新株予約権の行使請求および払込の方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、証券取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦証

券取引所の定める規則等を含む。)上その時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書および添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。

18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

独立委員会の委員候補者の略歴

本プラン継続当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

澤田 宏之

昭和28年10月19日生

(略歴)

昭和50年4月 山武ハネウエル(株)入社
昭和58年9月 (株)ポストン・コンサルティング・グループ入社
昭和61年1月 (株)コーポレート・ディレクション設立 取締役
平成5年4月 (株)グロービス 非常勤取締役(現任)
平成7年10月 ジェミニ・コンサルティング(株)(平成15年1月米国ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン社と業務統合)代表取締役
平成15年1月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン(株) 代表取締役(現任)
平成15年4月 (株)ジェネックス・パートナーズ 非常勤取締役(現任)
平成16年6月 アルゼ(株) 非常勤取締役(現任)
平成17年6月 当社社外取締役(現任)
平成17年10月 (株)リヴァンプ 非常勤取締役(現任)
平成18年5月 学校法人国際大学理事(現任)
平成18年6月 (株)サイバード・インベストメント・パートナーズ 非常勤(社外)取締役(現任)

竹山 正久

公認会計士

昭和33年3月17日生

(略歴)

昭和61年10月 サンワ・等松青木監査法人(現監査法人トーマツ)入社
平成2年8月 公認会計士登録
平成4年7月 デロイトトウシュトーマツ北京事務所駐在
平成11年10月 当社 社外監査役(現任)
平成11年11月 竹山公認会計士・税理士事務所 所長(現任)
平成13年8月 株式会社竹山会計総合研究所 代表取締役(現任)
平成17年6月 ユニオンソフト株式会社 非常勤取締役(現任)

斉藤 芳朗

弁護士

昭和33年12月6日生

(略歴)

昭和59年11月 司法試験合格
昭和60年4月 最高裁判所司法研修所にて司法修習(第39期)
昭和62年4月 福岡県弁護士会入会 弁護士登録
和智・徳永・松崎法律事務所に勤務
昭和63年8月 徳永・松崎法律事務所
平成5年4月 準パートナーとなり、徳永・松崎・斉藤法律事務所と改称
平成17年1月 同事務所代表者(現任)
平成19年4月 福岡県弁護士会副会長(現任)

(ご参考) 大量買付行為開始時のフローチャート

当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート

当社の株券等の保有割合が 20%を超えることとなる買付け等について、
当社が公表した買収防衛策に定められた手続の遵守を要請

(手続が遵守された場合)

(手続が遵守されない場合)

